

## 社会的養護自立支援拠点事業の実施について

児童養護施設退所者等（以下「社会的養護経験者」という）が社会的孤立や生活困窮に陥ることなく、安心・安定した生活を送ることができるよう、子ども・若者支援センターを社会的養護自立支援拠点として位置づけ、社会的養護経験者の自立に向けた支援を次のとおり実施する。

### 1 対象者

義務教育終了後から29歳までの者で、以下の者を対象とする。

- ア 中野区児童相談所が措置し、児童養護施設等を退所した者
- イ 中野区内の児童養護施設等を退所した者
- ウ 児童養護施設等を退所した区内在住者
- エ その他上記に準じる者

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親、小規模住居型児童養育事業者をいう。

### 2 内容

#### (1) 社会的養護自立支援事業

##### ア 継続支援計画の作成

児童相談所の措置解除後も継続して計画的に支援を必要とする者に対し、支援コーディネーターが個別の継続支援計画を作成し支援を行う。

##### イ 生活補助支援

相談対応や生活全般における各種手続き等の補助や同行支援等、生活の補助を実施することにより、児童養護施設等退所後の自立生活が円滑に営めるよう伴走的な支援を行う。

##### ウ 学び・交流支援

社会的養護経験者が、相互に交流し、情報を共有しながら、自立に向けた知識・経験を養うための学び・交流の場を提供する。

#### (2) 自立支度費助成事業

社会的養護経験者が、児童養護施設等を退所し、自立するために必要な経費等を補うため、単身生活者へ助成を行う。

【助成額】 20万円

### (3) 居住支援事業

社会的養護経験者が、児童養護施設等退所後に安定した住環境のもとで進学し、就学を継続することができるよう、これから大学等に進学する単身生活者に対する家賃等の助成を令和7年度から行う予定である。

また、住宅確保要配慮者に対し住宅相談などの居住支援を行う居住支援法人と連携し、物件探し等の支援を行う。

### (4) 医療支援事業

社会的養護経験者が、被虐待経験等により抱えるトラウマ等の心理的課題に向き合い、安定した生活を営むことができるよう、精神科及びカウンセリング受診費等の助成を行う。

また、医療機関と連携し、受診の同行等の支援を行う。

【助成額】 年12万円上限（最長1年間）

## 3 事業の運営方法

民間事業者等の専門的知見を活用し、効率的・効果的に事業を実施するため、業務を委託する。

委託に当たっては、企画提案公募型事業者選定方式により事業者を選定する。

## 4 スケジュール

令和6年4月	事業者募集告知
6月	事業者決定
9月	事業開始